

仕様書

1. 業務名 公園樹等管理業務7
2. 業務場所 豊橋市今橋町地内 豊橋公園ほか
3. 業務内容
 - ・別紙業務設計書（概算数量調書、標準仕様書、図面含む）のとおり
 - ・各業務の業務場所や数量は、発注者の指示に従うこと。
4. 業務期間 令和6年3月15日限り
5. 支払方法等
 - ・上期・下期の年2回払いとする。業務完了実績に応じて、業務設計書の概算数量を置き換えて算出の上、発注者の指示した数量による実績払いとする。
 - ・実績報告書に基づき検査し、合格後、適法な請求に基づき、支払うものとする。
 - ・なお、契約額を超える場合は、協議し、変更契約を行うものとする。
6. 建設工事保険
 - 請負業者賠償責任保険に加入すること。保険契約後は証券の写しを発注者に提出すること。
7. 建設業退職金共済制度
 - 受託者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を発注者に提出すること。ただし、期間内に収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由を書面により提出すること。

公園樹等管理業務7 数量調書

公園名	高木軽剪定											支障枝剪定1	支障枝剪定2	低木刈込	害虫駆除	害虫駆除(夜間)	生垣等刈込	藤剪定			公園樹積込運搬	公園樹調査
	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)							夏期	冬期	施肥		
	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)	数量(本)							数量(本)	数量(本)	数量(本)		
豊橋公園																						
万場緑地																						
岩田運動公園																						
幸公園	1	1	1	2	2	2	1	1	1	2	2	15	15	200	10	10	岩田運動公園 30m	75	75	75	1	豊橋総合スポーツ公園 1箇所
高師緑地																						
豊橋総合スポーツ公園																						
ほか																						
合計	1	1	1	2	2	2	1	1	1	2	2	15	15	200	10	10	30	75	75	75	1	1

想定処分量 12.00t

公園樹等管理業務標準仕様書

1. 適用

- (1) この仕様書は、豊橋市都市計画部公園緑地課が発注する公園樹に関する委託業務に適用する。
- (2) 委託業務は、それぞれの作業に応じ、本仕様書に定める仕様に従い施行する。
- (3) この仕様書に定めのない事項は、県工事標準仕様書を添付したものとして遵守しなければならない。

2. 樹木管理業務内容

(1) 整姿剪定、軽剪定

- ① 樹形を整え、混みすぎによる病虫害の発生防止等を目的とする。
- ② 剪定後は清掃を行い、枝等については速やかに資源化センターへ運搬・処理すること。ただし、広葉樹でφ=10~20cm程度の枝は豊橋市で販売するため、120cm程度に切断し、指定場所に運搬すること。なお積込箇所等について別途監督員と協議すること。

(2) 支障枝剪定

- ① 樹形を整えるとともに、民地等への侵入、建築限界を侵している枝の剪定を行う。
- ② 受注をした範囲の公園に十分注意をはかり、除草清掃業務中に害虫を発見した場合は早急に害虫のついた枝を剪定すること。また、住民からの報告等で連絡があった場合、早急に対応すること。
- ③ サクラについては、太い枝を剪定しないこと。太い枝に害虫がついた場合は、かきおとしを行うこと。
- ④ 剪定後は清掃を行い、枝等については速やかに資源化センターへ運搬・処理すること。

(3) 低木刈込

- ① 公園内の見通しや防犯面を考慮し、特に道路に面している箇所については安全面に十分配慮すること。
- ② むやみに花芽を取ること等のないよう、樹種により刈込み時期を考慮しながら行うこと。
- ③ 刈込み後は清掃を行い、枝等については速やかに資源化センターへ運搬・処理すること。

(4) 藤剪定

① 剪定（夏期）

フジ棚から垂れた枝をフジ棚の端まで切り戻すこと。

業務時期：6~7月

② 剪定（冬期）

フジ棚から垂れた枝をフジ棚の端まで切り戻すこと。

上に向いた枝をフジ棚と平行になるように誘引すること。

花芽を考慮しながら込みすぎた枝の剪定を行うこと

業務時期：1~2月

③ 施肥

樹木の周辺に穴を掘り施肥(固形肥料 N:P:K=3:6:4)をしてから埋め戻すこと。

業務時期：12~2月

④ その他

剪定した枝等は、速やかに資源化センターへ運搬・処理すること。

(5) 高木害虫駆除

- ① 病虫害の発生状況を確認後、監督員に報告し、周辺住民や施設へ周知のうえ、早急に散布できるように対応すること。
- ② 愛知県農薬安全使用指針等により、希釈倍率、混合の可否等に十分に注意すること。
- ③ 農地に隣接する公園では、農作物への影響を考慮し、風向きなど収穫作物に農薬が飛散しないよう注意すること。
- ④ 薬剤の種類・濃度は、使用前に監督員と協議すること。

(6) 樹木診断

① 対象樹木

公園の外周（道路沿い、民地沿い）及び園路から5mの範囲で、樹高5m程度もしくは幹周100cm以上の樹木は対象とする。

② 診断方法

目視にて対象樹木の幹周、部位、状態を確認する。

③ 記録方法

診断結果は、以下の記録様式に取りまとめる。

・公園樹簡易診断結果一覧表（様式ー1）

④ 診断者

2人1組で行い、うち1人は樹木医、1級造園施工管理技士、2級造園施工管理技士、街路樹剪定士（一般社団法人日本造園建設業協会認定）のいずれかの資格を有する者が行う。

⑤ 作業時期

9月末まで

⑥ 緊急の措置

簡易診断において発見した構造的欠陥である「枯れ」、「亀裂」、もしくは「異常空洞」等により、緊急に措置が必要と判断される場合は、直ちに監督員へ連絡すること。

⑦ その他

①～⑥以外の作業方法については公園樹簡易診断マニュアル（豊橋市）を参照すること。

3. 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人及び主任技術者通知書
- (3) 農薬管理指導士に類する資格証の写し
- (4) 業務計画書
- (5) 請負業者賠償責任保険証券写し
- (6) 建設業退職金共済制度掛金収納書（発注者用）
- (7) 業務記録及び写真
- (8) 資源化センター搬入伝票写し
- (9) 上期実績報告書
- (10) 実績報告書（完了届）
- (11) 薬剤散布出来高調書

- (12) 完了届
- (13) 公園樹簡易診断結果一覧表

4. その他

- (1) ヤゴ(ヒコバエ)については、業務作業中に気がついた際、その都度除去すること。概ね地上から目線の範囲を対象とし、特に樹木の見た目、公園内の見通し等を考慮して除去すること。
- (2) 業務内容において疑義が生じたときは、その都度、監督員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 搬入伝票は毎月まとめて提出すること。
- (4) 業務スケジュール（剪定等）は、監督員と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 業務（剪定等）の開始及び終了時は、監督員に必ず連絡すること。
- (6) 監督員が指示した場合は、エリア外についても対応すること。
- (7) 業務に先立ち、公園内に作業予告看板を設置し、作業の際には業務看板を設置すること。また、終了した場合は速やかに取り除くものとする。

【改訂】公園樹簡易診断マニュアル

平成 28 年 4 月

豊橋市公園緑地課

第1章 公園樹診断概要

1-1 はじめに

本市は全国でも有数の緑あふれる街となっている。その一方で、街路樹や公園樹による事故は全国各地で後を絶たず、本市においても平成26年度に入り、公園樹の倒木及び枯れ枝の落下による物損事故があった。こうした樹木の事故を未然に防ぐための診断や措置は不可欠となっており、今後、公園樹の機能や効果に配慮した上で、適切な措置を行い、より安全に維持管理を行っていく必要がある。

このような状況を踏まえ、この【改訂】公園樹簡易診断マニュアル（案）は、本市が管理する公園樹について、まず、その健康状態を概括的に把握し、樹木による事故を防ぐ基礎資料とするためのものである。

1-2 目的

従来の公園樹の点検については、剪定業務などの日常業務範囲内で発見できる異常について対応してきた。しかし、公園樹の老朽化や大径木化により、事故が起こった場合大事故に至る可能性が高く、定期的な診断が必要になっている。また、近年、樹体内部の腐朽の影響による倒木事故が発生しており、腐朽病を調べる必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、この公園樹診断は、樹木の構造的な欠陥及び腐朽病の感染を見つけ出し、樹木の事故を未然に防ぐための伐採等の緊急措置や今後の維持管理の基礎資料を収集することを目的として実施する。

1-3 公園樹簡易診断の位置付け

公園樹簡易診断は、樹体の欠陥を外観からの調査により、主に構造的欠陥と腐朽病の感染について診断するものである。

構造的欠陥については枯れや亀裂などを把握するものとし、腐朽病についてはキノコ（子実体）の確認などにより感染の有無を把握するものとする。

また、診断の結果により緊急に措置が必要な場合は、伐採等の措置を含め、すみやかに安全確保の措置を実施する。

第2章 公園樹簡易診断の実施

2-1 簡易診断の実施

簡易診断は、公園管理業務の担当範囲の都市公園及び遊園等とする。

2-2 簡易診断の方法

簡易診断は、全点検対象樹木について欠陥の有無を点検するものとする。

まず、各部位ごとに構造的欠陥や腐朽病の感染の有無を確認し、欠陥があった場合はその項目に×をつけ、診断結果を○×で記入する。中でも樹幹、根株の欠陥については欠陥部位の写真撮影を行う。

また、倒木、枝折れなどによる被害が予測され、早急な措置が必要と判断されるものについては、緊急性の項目に○をつけるとともに2-7に示す措置を実施するものとする。

別途、簡易診断で欠陥のあった樹木で、巨木・名木に準ずる来歴のある樹木については、樹木医による診断を検討する。

2-3 簡易診断の診断者

簡易診断は2人1組で行い、うち1人は樹木医、1級造園施工管理技士、2級造園施工管理技士、街路樹剪定士（一般社団法人日本造園建設業協会認定）いずれかの資格を有する者が行う。

2-4 簡易診断の実施時期

簡易診断は、キノコ（子実体）の発生する梅雨の時期が明けたころから枯れる秋までに年1回実施する。

2-5 診断結果の記録様式

診断結果は、以下の記録様式に取りまとめる。欠陥部位の写真については樹木番号を記載し、データにて提出する。

➤ 公園樹簡易診断結果一覧表（様式-1）

樹木医による診断については別途様式を定めるものとする。

2-6 簡易診断における緊急の措置

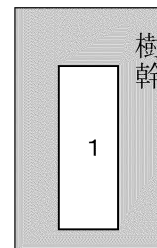
公園樹の簡易診断において発見した構造的欠陥である「枯れ」、「亀裂」、もしくは腐朽の末期の「開口空洞」により、緊急に措置が必要と判断される場合は、直ちに監督員へ連絡し、監督員の指示により欠陥箇所を除去や伐採、もしくは保護等の措置を実施するものとする。

ただし、枝の欠陥については支障枝剪定等の通常業務内で早急に対応する。

第3章 公園樹簡易診断結果の記録方法

➤ 公園樹簡易診断結果一覧表（様式－1）

1. 樹木番号を付加し、現地の公園樹に貼り付ける。樹木番号は腐食することのない標識テープ（幅 2cm 程度）に耐光性のあるペイントマーカー相当品で樹木番号を記入した後、樹幹部分（高さ 1.5m 程度）に縦方向に貼り付ける。（右図参照）
2. 樹幹、根株に欠陥があった樹木については、欠陥部位の写真撮影を行い、データのファイル名に樹木番号を記載する。
3. 樹木番号を付加した公園樹については、様式－1 に必要事項を記入する。



位置図



豊橋市都市計画部公園緑地課			
業務名	公園樹等管理業務 7		
業務場所	豊橋今橋町地内	豊橋公園(主)	
図面名称	位置図	番号	1 / 2
		縮尺	1 / 50,000